すずっこ貸出要項

（趣意）

１　この要項は、すずっこ踊りを各種行事を通じて一層の普及、発展をさせるための、貸出用すずっことしての取扱方法を定めるものとする。

（許可）

２　貸出用のすずっこは、しゃんしゃん祭振興会が保管し、事務局長の許可を得て貸出すものとする。

（貸出本数及び期間）

３　１団体への貸出は、原則５０組までとし、貸出期間は、最長４週間とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

（貸出停止期間）

４　７月１日から８月３１日までは、すずっこの貸出は行わない。

（貸出料）

５　貸出料は、すずっこ１組・１週間につき１００円とする。
送料及び梱包料は、借主が負担する。使用後検品し、著しい破損がある場合は、別途修繕費の負担または、購入をして頂く。

（貸出料の徴収目的）

６　貸出用すずっこの新規補充及び修理代等に充てるものとする。

鳥取しゃんしゃん祭振興会